

理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、この法人の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員は含まないものとする。
- (2) 常勤役員とは、上記に定める役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条
13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利
益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区
分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、
手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用につ
いては、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要
するものについては事前に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義
の金融機関口座に振り込むことができる。

2 負担した費用については、実費額を確認する書類を提出しなければならない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関
する法律第5条第13条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人ドイツ語学文学振興会しての登記の日より施行する。